大阪市告示第1282号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例(昭和40年大阪市条例第50号)第4 条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の 規定に基づき告示する。

令和7年9月19日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日
大阪市立東成区民センター	令和7年10月20日(月)

(東成区役所市民協働課)